

平成 26 年 2 月 9 日

各 位

会 社 名 株式会社ジョイフル
代表者名 代表取締役 穴見 陽一
(コード：9942 福証)
問合せ先 取締役管理本部長 小野 哲矢
(TEL 097-551-7131)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成 26 年 2 月 9 日開催の取締役会において、以下のとおり、定款の一部を変更することについて決議しましたので、お知らせいたします。

なお、本件は平成 26 年 3 月 22 日開催予定の第 39 期定時株主総会へ付議する予定です。

1. 定款変更の目的

代表取締役の複数選任により、現行定款第 14 条（招集権者および議長）、現行定款第 22 条（代表取締役）及び現行定款第 24 条（取締役会）について所要の変更を行うものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は、次のとおりです。

(下線は変更部分)

現行定款	変更案
(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。	(招集権者および議長) 第 14 条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。ただし、 <u>代表取締役が複数のときまたは</u> 代表取締役に事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。
(代表取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役 <u>2 名を選定する。</u>	(代表取締役) 第 22 条 当社は、取締役会の決議によって、代表取締役 <u>1 名を定め、他に代表取締役を 1 名定めることができる。</u>
(取締役会) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>取締役社長</u> がこれを招集し、その議長となる。 ただし、 <u>取締役社長に事故がある</u> ときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。	(取締役会) 第 24 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、 <u>代表取締役</u> がこれを招集し、その議長となる。 ただし、 <u>代表取締役が複数のときまたは代表取締役に</u> 事故あるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序により、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。
2 (条文省略)	2 (現行どおり)
3 (条文省略)	3 (現行どおり)

以 上